

住環境に関する人口減少危機対策基礎調査業務委託仕様書

1 委託業務

住環境に関する人口減少危機対策基礎調査業務

2 業務の目的

本業務は、子育て世帯や若者世帯（以下「子育て世帯等」という。）が暮らす住環境の現状やニーズ及び課題を調査・分析し、子どもを生き育てやすい住環境の実現に向けた施策の立案に活用することを目的とする。

※本調査における子育て世帯は「18歳未満の子を有する世帯」、若者世帯は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯」とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 各種統計調査資料や公的機関が実施した調査資料の分析

- ・住宅の規模、住宅に対する意識、建築コスト、既存住宅の市場動向、住宅リフォーム市場規模や出生率などについて各種統計調査資料等を用い、住環境と人口減少との関係性の分析を行うとともに、全国と本県の状況を比較すること。
- ・分析に用いる各種統計調査資料等は、目的を達成するために有効と判断される資料を選定すること。

(2) 子育て世帯等が暮らす住環境の現状やニーズ及び課題の調査・分析

① アンケート調査・分析

ア) 調査対象者：山梨県に居住する子育て世帯等

イ) サンプル数：500以上

※これは最小のサンプル数であり、業務の目的を達成するために有効と判断されるサンプル数を収集すること。

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

ウ) 調査方法：ウェブアンケート

※ウェブアンケートの種類は、業務の目的を達成するために有効と判断される種類を採用すること。

エ) 調査項目：子育て世帯等が暮らす住環境の現状や求める住環境及び理想を実現するための課題について、詳細に分析するために有効と判断される調査項目を検討の上、設定すること。

② ヒアリング調査・分析

- ・5世帯以上の子育て世帯等を対象にグループインタビュー調査を実施すること。

※子育て世帯等が求める住環境の実態とその背景や因果関係をより深く分析することを目的とする。

(3) 住宅市場調査・分析

- ・不動産業者5社以上、住宅メーカーや工務店及び住宅リフォーム会社5社以上を対象に子育て世帯等が求める住環境に合致する住宅市場動向などについてヒアリング調査を実施し、求める住環境と住宅市場のギャップ要因等を分析すること。

※(1)、(2)の分析状況から業務の目的を達成するために有効と判断される調査項目を検討し、ヒアリング調査を実施すること。

(4) 国、他都道府県及び県内市町村住宅関連施策等の調査・分析

- ・国や他都道府県等が実施している住宅関連施策を調査・分析し、本県の施策の立案づくりの参考とする。

(5) 調査結果整理・分析・施策検討

- ・(1)～(4)の成果を整理・分析し、子どもを生み育てやすい住環境の実現に向けた施策を広い視野から検討すること。

(6) 施策の提案

- ・(5)の検討結果から有効と判断される施策を提案すること。

※施策を実施するために必要な概算予算額を示すこと。

※提案施策数の上限は設けない。

5 中間報告

令和6年1月19日(金)までに(1)～(3)の速報値、(4)の概要及び(5)の検討状況を記載した中間報告書を提出することとし、詳細は契約時に受託者と山梨県で協議の上決定する。

6 成果物

本業務委託に関する成果物は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上決定する。

(1) 調査結果報告書

- ・体裁：A4判縦、横書き、フルカラー、片面又は両面印刷(A3判の折込可)
- ・部数：5部

(2) 調査結果報告書概要版

- ・体裁：A4判横、横書き、フルカラー
- ・部数：5部

(3) 業務実績報告書

本委託業務で作成した全ての資料(図表、打合せ資料等を含む)を整理し、実績報告書としてとりまとめること

- ・体裁：A4判ファイル綴じ、フルカラー、片面又は両面印刷(A3判の折込可)
- ・部数：1部

(4) 電子データ

- ・ (1) ~ (3) の電子データをWindows 対応の電子媒体 (CD-R 等 2 枚) に格納し、納入すること。
- ・ データは基本的に編集可能な形式 (MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等) 及び印刷可能な解像度のPDF 形式で納入すること。

7 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「住環境に関する人口減少危機対策基礎調査委託契約書」別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果、情報 (個人情報・企業情報を含む) 等については山梨県に帰属する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。